個 情 第 2595 号
令和6年11月19日

八尾市長
山本　桂右　殿

個人情報保護委員会
委員長　藤原　靜雄

個人情報等の取扱いについて（指導）

貴市の保有個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第157条の規定により、下記のとおり指導する。

記

（指導の趣旨）

貴市から個人情報保護委員会に提出された漏えい等報告書（受付番号068185233540）に係る漏えい等事案に関し、法第66条第1項が求める保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置のうち、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）4-8-3「教育研修」、4-8-5(4)「複製等の制限」、並びに4-8-12(1)「監査」及び(2)「点検」の措置に不備が認められた。

（指導の内容）

1　上記の指導の趣旨を踏まえ、法第66条第1項、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）及び事務対応ガイドに基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。

2　漏えい等報告書3（8）「再発防止のための措置」に記載の措置を確実に実施するとともに、爾後、適切に運用し（必要に応じて見直すことを含む。）、継続的にその取り扱う保有個人情報の漏えい等の防止その他保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。

以　上

（参考）

○　個人情報の保護に関する法律（抄）

（安全管理措置）

第六十六条　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（以下略）

○　個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（抄）

4-8-3 教育研修

(1)　総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者（注）を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

（注）派遣労働者についても、従事者の義務（法第 67 条）が適用されるところであり、保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者についての労働者派遣契約は、保有個人情報の適切な取扱いを行うことに配慮されたものとする必要がある。

(2)　総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

(3)　総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的に実施する。

(4)　保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

4-8-5 保有個人情報の取扱い

【複製等の制限】

(4)　職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。

①　保有個人情報の複製

②　保有個人情報の送信

③　保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

④　その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

4-8-12 監査及び点検の実施

【監査】

(1) 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、4-8-2（管理体制）から 4-8-11（安全管理上の問題への対応）までに記載する措置の状況を含む当該行政機関等における保有個人情報の管理の状況について、定期に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）（注）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

（注）保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、実地監査を含めた重点的な監査として行うものとする。

【点検】

(2) 保護管理者は、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

以　上